

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	17年8月31日~17年12月8日
評価調査者番号	① H16-a001
	② H17-b012
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： なぎさ保育園 (施設名)	種別： 保育所
代表者氏名： 渥美 恵美子 (管理者)	開設年月日 昭和53年 4月 1日
設置主体： 経営主体： 社会福祉法人 天竜厚生会	定員 (利用人数) 90人
所在地：〒431-0411 湖西市入出281の8	
連絡先電話番号： 053-573-2020	FAX番号 053-573-2021
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/children/nagisa/index.html

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
延長保育促進事業 祝日保育促進事業 一時保育促進事業 世代間交流事業 障害児保育	入園・進級式・保護者の集い なぎさ祭り 運動会 なぎさ展 クリスマス発表会 お別れ会 卒園式 イースタハロウィン サンクスギビング等		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
乳児室、保育室1・2歳用 保育室3・4・5歳児用 畳コーナー	制作室、教材室、トイレ、厨房、事務室、テラス、遊戯室、プール、ぶらんこ、総合遊具、鉄棒、うんてい、ジャングルジム 砂場、ウサギ小屋、倉庫等		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人	調理師(常勤)	1人
主任	1人	調理師(非常勤)	2 (内1人栄養士)人
保育士(常勤)	10人		
保育士(非常勤)	8人		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

漁村で自然環境に恵まれた地域であり、自然の恵みを十分に活用した保育を展開しています。

魚を獲る場面を観察したり、野鳥観察、星空観察、アカウミガメの保護活動や園庭で収穫したものをお茶にして子どもと飲んだり、様々な体験ができます。

また、保護者のニーズを把握する為にアンケートを行い積極的にニーズの把握に努めています。また、ISO(国際標準化機構)認証取得し業務改善に向けて努力しています。

地域の行事にも参加し園の行事には地域住民を招待し太鼓を披露するなど地域との交流を積極的に行なっています。

◆ 特に改善を求められる点

理念や基本方針の実現に向けて、中・長期計画を策定する必要があります。

法人における業務の効率化についてはデータ収集を行っていますが、園の具体的な業務の改善にむけての具体的な情報の収集が期待されます。

様々なマニュアルは作成されていますが、職員一人ひとりや実習生一人一人にあったものを作成することで、より質の高いものとなります。より実践的、具体的なマニュアル類の整備が求められます。

保護者アンケートから外部からの侵入に対する安全な対策について不安を訴える声が多いので今後安全対策の検討が必要とされます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の受審で、自園の弱い部分が明確になり、保育士一人ひとりが自分を振り返る良い機会になりました

今後は、この評価を基に問題点を出して、検討し日々の保育に生かして、職員一丸となり、さらに質の向上をめざしていきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	*法人の理念・園の基本方針が明文化されて園内に掲示している。
1 理念・基本方針	*理念や基本方針を職員や保護者等に配布しており保護者には入園式に説明を行い周知している。

2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> *年度ごとの事業計画書は作成されているが、園独自の 中・長期での理念や目標にむけた計画はされていない。 *計画を会議や、懇談会等で職員や保護者等に説明して いる。
3 管理者の責任と リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> *管理者としての役割と責任は明文化されており福祉分 野以外の研修にも参加している。 *保護者にアンケートを行う事で問題点を出し、質の向 上に取り組んでいる。 *業務の効率化について努力しているが十分ではない。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> *外部監査を実施している。 *保育所の経営状態や園を取り巻く環境等の把握につい ては具体的な情報やデータを的確に把握する方法等の 確立が十分とはいえない。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> *職員に対し法人独自の総合的な福利厚生事業を実施し ている。 *職員の研修計画は定期的に評価・見直しを実施してお り、相談援助技術等も組織的に技量向上が図れている。 *人事については法人本部で行なっており、必要な人材 に関するプラン園長の考えとしてはあるが、園におけ る具体的なプランとしては十分でない。 *人事考課は準備中であるが、現在は実施していない。 *職員が希望する様々な研修に参加できるように取り組 んでいるが職員一人ひとりの研修計画が作成されてい ない。 *実習生の受け入れマニュアルは作成されているが実習 生の種別等に依じた個別のプログラムは作成されてい ない。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> *安全確保のための体制を整備している。 *発生した事故は場所・回数が一目でわかるように図が 作成され、事故が起こらないように取り組んでいる。 *各マニュアルが整備し職員に周知されるように努めて いるが、園の実態に応じたものとしては十分でない。
4 地域との交流と 連携	<ul style="list-style-type: none"> *地域の住民とは、行事の際マーチングでの参加や行事 への招待で交流を図っている。 *子育て支援事業、一時保育事業、育児相談等を実施し 子育て家庭への支援を行なっている。 *民生委員・児童委員・児童相談所・医療機関等との連 携の体制は作られており、必要な場合は連携している が定期的な関わりはない。

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> *体罰等の防止や子どもの尊厳、保護者や子どものプライバシー保護等々において、マニュアルが作成されており、職員に対する学習会等も実施している。 *保護者アンケートや懇談会・面談を通して保護者の意向把握を行い、満足度の向上に向け検討し、改善に向けて組織的な体制を整備している。 *食事について、嗜好調査等を実施し、食育についても：家庭への情報提供を行なう等配慮している。 *苦情申立、解決の仕組みを整備しており、保護者等にもわかりやすく窓口を明示している。 *相談援助の困難な場合について対処方法が組織として定められ、職員研修が行われている。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> *保育内容について、評価の体制があり、評価の結果に基き課題を明確にし、その課題に対する改善計画を立て実施している。 *登降園時や保育中の子どもへの対応について標準的な実施方法が定められ、定期的な見直しがされ、それに基き保育を実施している。 *生活環境は少し高台に上ると海も近くに見え、自然環境に恵まれている。室内空間は子どもの興味に合わせて自由に遊べるコーナーを作る等配慮している。 *異年齢保育に取り組み、子ども同士の関わりを大切にし、子どもの発達に応じた保育内容の実施に配慮している。
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> *園の特徴や目標、事業、保育計画などは4月入所時に説明、同意がされ、計画の実施後など数回アンケートなどで保護者の意向調査をとり、見直しや反省をしている。 *保育所の変更におけるサービスの継続性の維持配慮への取り組みについて、同一法人以外への場合の手順等の定めが十分でない。
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> *保育目標、指導計画、月、週案を整備し、クラスカンファレンス、職員会議などで共通認識を持つ機会を用意している。 *保護者に対する計画の周知は、園だより、クラスだより等で公表している。 *指導計画について、乳児や障害を持つ子ども等は個別であるが、その他はクラス単位での計画に留まっている。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（a、b、c）で評価細目ごとに表す。
 なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	C
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	保育所の経営状況に関する経営分析を行っている。	B
③	外部監査が実施されている。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	研修を推進していくための担当者を設置している。	A
③	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	B
④	研修計画に基づく研修機会を確保している。	A
⑤	相談援助に関わる必要な技術や知識が整理され、その技量向上が組織的に図られている。	A
⑥	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	A
②	実習生を受け入れるための体制を整備している。	A
③	実習生の受け入れにあたり、子どもや保護者等の意向を尊重している。	A
④	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など子どもの安全確保のための体制が整備されている。	A
②	防災に関するマニュアルを整備している。	A
③	衛生管理に関するマニュアルを整備している。	B
④	感染症防止に関するマニュアルを整備している。	B
⑤	発生した事故を把握している。	A
⑥	事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	A
⑦	安全を確保するための施設・設備上の工夫がされている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	地域に開かれた施設である。	A
③	地域の子育て家庭を対象とする、育児相談等の子育て支援に取り組んでいる。	A

	④ ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	A
	⑤ ボランティアを受け入れるための体制を整備している。	A
	⑥ ボランティアの受け入れに関する記録等を整備している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携、近隣住民の理解や協力依頼などの配慮をしている。	B
	② 医療機関、児童相談所などの地域の関係諸機関と連携や相談ができる体制になっている。	B
	③ 虐待をうけていると思われる子どもの早期発見に努め、その情報をもとに速やかに対処するとともに、児童相談所などの機関に照会、通告の体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	① 地域の保育ニーズを把握している。	A
	② 地域の保育ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 身体拘束廃止や体罰等の防止に向けた取り組みが行われている。	A
	② 子どもの尊厳が守られている。	A
	③ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 子どもや保護者等の満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	② 子どもや保護者等の満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 保護者等からの多様な相談に積極的に対応している。	A
	③ 子どものアドボカシー(利用者の権利擁護や代弁機能)に心掛けている。	A
	④ 苦情申立、解決の仕組みが整備されている。	A
	⑤ 保護者等の意見を取り入れるための検討を行っている。	A

	⑥ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
--	---------------------------------	---

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 園庭に草木や植物、菜園などの四季を楽しめるような工夫がなされている。	A
	③ 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特徴を考慮して展開されている。		
	① 健康や安全など生活に必要な基本的な生活習慣への配慮が、一人ひとりの子どもの状況に応じて行われている。	A
	② 身近な生活や自然、社会と関われるような取り組みがされている。	A
	③ 様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	A
	④ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A
	⑤ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 発達段階に即した遊具や玩具が用意され、自由に遊べる時間と空間が確保されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
	② 長時間保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A

Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 保育計画や指導計画の実施に関わる記録が整備されている。	A
	② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 保育内容や保育サービスに関する情報の提供を行っている。	A
	② 保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意や理解を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 子ども一人ひとり及びその家族の情報を把握している。	A
	② 課題解決の目標を明らかにし、その目標に対する指導計画が関係職員の連携のもとで作成されている。	A
	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が整っている。	A
	④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
	⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画や指導計画の作成、実施において責任者が定められている。	A
	② 保育計画や指導計画の作成において、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
	④ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	⑤ 保育計画、指導計画に基づく実施状況に関する評価（振り返り）がなされている。	A
	⑥ 保育計画、指導計画の見直しが行われている。	A
	⑦ 保育計画、指導計画の見直しにあたり、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A